

令和4年3月23日
302会議室

令和4年第6回
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

令和4年第6回立川市教育委員会定例会

- 1 日 時 令和4年3月23日(水)
開会 午後 1時30分
閉会 午後 2時40分
休憩① 午後 2時31分～午後2時35分

- 2 場 所 302会議室

- 3 出席者

教育長	小町 邦彦	
教育委員	石本 一弘	伊藤 憲春
	嶋田 敦子	小林 章子
署名委員	伊藤 憲春	

- 4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長	大野 茂	教育総務課長	小林 直弘
学務課長	杉浦 丘美	指導課長	前田 元
総括指導主事	寺田 良太	総括指導主事	片山 伸哉
教育支援課長	秋武 典子	学校給食課長	南 彰彦
生涯学習推進センター長	岡部 浩昭	図書館長	池田 朋之

- 5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係	笹原 康司	柏崎 彩花
----------	-------	-------

案 件

1 議案

- (1) 議案第 10 号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第 11 号 立川市教育委員会職員職名規程及び立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程について
- (3) 議案第 12 号 立川市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程について
- (4) 議案第 13 号 立川市特別支援教室利用判定審査会規則の一部を改正する規則について
- (5) 議案第 14 号 立川市学校給食における食物アレルギー対応方針について（諮問）
- (6) 議案第 15 号 立川市生涯学習推進審議会委員及び立川市社会教育委員の任命について
- (7) 議案第 16 号 教育委員会職員の人事異動について

2 報告

- (1) 立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則の様式の変更について
- (2) 立川市文化財保護条例施行規則の様式の変更について
- (3) 立川市地域学習館条例施行規則の様式の変更について
- (4) 立川市学習等供用施設条例施行規則の様式の変更について
- (5) 新型コロナウイルス感染症の対応について

3 その他

令和4年第6回立川市教育委員会定例会議事日程

令和4年3月23日

302会議室

1 議案

- (1) 議案第10号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第11号 立川市教育委員会職員職名規程及び立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程について
- (3) 議案第12号 立川市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程について
- (4) 議案第13号 立川市特別支援教室利用判定審査会規則の一部を改正する規則について
- (5) 議案第14号 立川市学校給食における食物アレルギー対応方針について（諮問）
- (6) 議案第15号 立川市生涯学習推進審議会委員及び立川市社会教育委員の任命について
- (7) 議案第16号 教育委員会職員の人事異動について

2 報告

- (1) 立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則の様式の変更について
- (2) 立川市文化財保護条例施行規則の様式の変更について
- (3) 立川市地域学習館条例施行規則の様式の変更について
- (4) 立川市学習等供用施設条例施行規則の様式の変更について
- (5) 新型コロナウイルス感染症の対応について

3 その他

◎開会の辞

○小町教育長 ただ今から、令和4年第6回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

次に、署名委員に伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 はい、分かりました。

○小町教育長 次に、議事内容の確認を行います。本日は、議案7件、報告5件でございます。

その他は、議事進行過程で確認を行います。

次に、議事進行についてお諮りいたします。1議案(7)議案第16号、教育委員会職員の人事異動については、人事案件でございますので、非公開として取り扱いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 では、そのようにさせていただきます。1議案(7)議案第16号、教育委員会職員の人事異動について、は3その他の後で取り扱うことといたします。

次に、出席者の確認を行います。大野教育部長、お願いいたします。

○大野教育部長 本日、第6回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございます。教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、寺田統括指導主事、片山統括指導主事、教育支援課長、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長でございます。

◎議 案

(1) 議案第10号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について

○小町教育長 それでは、1議案(1)第10号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

小林教育総務課長、説明をお願いいたします。

○小林教育総務課長 それでは、議案第10号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

今回の当該議案につきましては、教育委員会事務局の組織について、令和4年4月1日付で改正するものでございます。

議案の鑑をおめくりいただきまして、横使いになっております新旧対照表の1ページをご覧いただければと思います。

まず、第2条第1項、第3条第2項の下線部分の改正になります。こちらは、教育総務課に学校施設建替係を設置するとともに、当該係の事務を掌理する学校施設建替担当課長を新たに設置するものでございます。

続きまして一番下になります。第3条第4項の改正です。こちらは、教育委員会事務局に主任指導主事を新たに設置するものでございます。こちらにつきましては、人事上の身分に伴う改正となるため、後ほど非公開でご審議いただく議案第16号、教育委員会職員の人事異

動でご説明いたします。

続きまして、2 ページ目をご覧ください。表の右側に記載してございます。教育総務課に設置しておりました主査につきましては、学校施設標準仕様の策定が完了したため、当該主査を廃止するものでございます。

続きまして、第4条に組織の事務分掌が規定してございます。こちらですが、先ほどご説明しました学校施設建替係を新たに設置することに伴い、施設係と学校施設建替係の役割分担を整理し、事務分掌を規定してございます。

最後のページになります。3 ページ目です。こちらは、教育支援課の管理系の事務分掌について文言整理を行っております。

最後に、今回の改正内容の施行日は令和4年4月1日からとなっております。

説明は以上となります。

○**小町教育長** 説明ありがとうございます。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

嶋田委員。

○**嶋田委員** ご説明ありがとうございます。素人の質問で申し訳ないのですが、学校施設建替係なので係長かなと思ったのですが、担当課長とする理由があれば教えていただければと思います。

○**小町教育長** 小林教育総務課長、お願いします。

○**小林教育総務課長** 学校施設建替係は、係長もここに設置するような形になります。その係長、事務職員も配置する学校施設建替係の事務を掌理する担当課長を置くというような形になってございます。

課としては教育総務課というものがあまして、そこに、第2条に規定しております、庶務係、施設係、新たに学校施設建替係という3つの係があります。

教育総務課長は庶務係と施設係を所管しまして、新たに設置する学校施設建替担当課長が学校施設建替係というものを掌理するというような形です。

もう一つの考え方としては、教育総務課とは別に学校施設建替課長というものを設置することも組織の検討の中で議論があったのですが、教育総務課長と教育総務課の職員が施設の管理とかもやっておりますので、教育総務課の中に学校建替担当課長を置いたほうが横の連携が取れるということで、教育総務課の中に置いたというところでございます。

以上でございます。

○**小町教育長** よろしいですか。ほか、ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○**小町教育長** それではお諮りいたします。1 議案(1)議案第10号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○**小町教育長** では、異議なしと認めます。よって、議案第10号、立川市教育委員会処務規則

の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎議 案

(2) 議案第 11 号 立川市教育委員会職員職名規程及び立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程について

○小町教育長 続きまして、1 議案(2) 議案第 11 号、立川市教育委員会職員職名規程及び立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程について、を議題といたします。

小林教育総務課長、説明をお願いします。

○小林教育総務課長 それでは、議案第 11 号、立川市教育委員会職員職名規程及び立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程についてご説明いたします。

今回の改正は、先ほど議案第 10 号にてご説明しました教育委員会事務局の組織改正に伴い、新たに担当課長及び主任指導主事を設置するため、この 2 つの規程についても当該名称を加える改正を行うものでございます。

施行日も同様に令和 4 年 4 月 1 日からとなります。

説明は以上となります。

○小町教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえご質疑をお願いいたします。

石本委員。

○石本委員 質問というよりもどちらかといえばお願いというか、皆さま同じ願いだと思うのですが、主任指導主事が誕生するということだと思うのですが、立川の規模から考えて指導主事があまりにもちょっと過酷だと思っていて、ここではどうこうすることにはならないと思うのですが、要望するなり何なりして、簡単にはいかないと思うのですが、皆さんがすっきりと仕事ができるような体制になるといいなというふうに、ご無理を掛けたくないなという、そういう願いでございます。

以上です。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 今現在、本市は都から 3 名の指導主事を配置していただいておりますけれども、立川市の都内での規模から考えますと、おおむね他地区と比較して同程度の学校数に対する指導主事の配置の状況となっているところでございます。

その一方で、指導主事の業務が激務であるというのはいづんと昔から言われ続けているところではあります。ただ、都のほうの規定が変わらない限り、増やそうにも市の財政負担がどんどん増えていくということもございまして、そういったところを総合的に勘案しながら、次年度の業務等を踏まえながら考えていきたいと思っておりますし、もちろん、業務を整理して、指導主事にとってもライフ・ワーク・バランスが大切でございますので、そういったところが維持できるような課の運営というのを進めてまいりたいなと考えておるとこ

ろでございます。

以上です。

○小町教育長 よろしいですか。ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 それではお諮りいたします。1議案(2)議案第11号、立川市教育委員会職員職名規程及び立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 では、異議なしと認めます。よって、議案第11号、立川市教育委員会職員職名規程及び立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程について、は承認されました。

◎議 案

(3) 議案第12号 立川市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程について

○小町教育長 続きまして、1議案(3)議案第12号、立川市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程について、を議題といたします。

小林教育総務課長、説明をお願いいたします。

○小林教育総務課長 それでは議案第12号、立川市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程についてご説明いたします。

これまで、教育委員会表彰につきましては、11月3日の文化の日に行ってまいりましたが、表彰者やそのご家族の方、また学校長のみにお集まりいただき表彰式を執り行ってまいりました。表彰対象者を選考する教育委員会でのご審議の中でも、教育委員の皆さまから、表彰者の功績を多くの方に周知するようにとのご意見をいただいております。

そこで、教育フォーラムといった多くの方が集まる場での表彰を行うこととしまして、表彰規程の改正を行うこととしました。

改正箇所としては一番下でございます第5条の規定を、「毎年11月3日(文化の日)に行う」から「毎年1回行う」に改めるものでございます。

1条から4条の改正につきましては文言整理を行う改正でございます。

施行日は令和4年4月1日からとなります。

説明は以上となります。

○小町教育長 説明ありがとうございます。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 では、私からもちょっとお話しさせていただければと思います。

本当にさまざまな分野でご活躍の方を11月3日ということで表彰していますが、広く周知という面においては限られた人だけの前だという形になっていましたので、何とか共有する

場ができないのかということで、今回、教育フォーラムは一つの案だと思いますが、ほかに代わる案があればそれもいいのかと私は思うのですけれども、それはまた新しい議論の中で始めてもらえばいいのかと思います。

ただ、11月3日に定まっていますと動かしようがないということで、今回、規程を変更するものでございます。

私からは以上でございます。

ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 それではお諮りいたします。1議案(3)議案第12号、立川市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、1議案(3)議案第12号、立川市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程につきましては承認されました。

◎議 案

(4) 議案第13号 立川市特別支援教室利用判定審査会規則の一部を改正する規則について

○小町教育長 続きまして、1議案(4)議案第13号、立川市特別支援教室利用判定審査会規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

秋武教育支援課長、説明をお願いいたします。

○秋武教育支援課長 議案第13号、立川市特別支援教室利用判定審査会規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

今回の改正は、東京都の特別支援教室の運営ガイドラインに基づき、審査会の委員に医学の専門家を追加したこと、審査会の場で審査対象児童・生徒の学級担任等が説明を行うため、関係者の出席等を追加したこと、ガイドラインに表現を合わせ「利用判定審査」を「入退室判定審査」に変更したことです。

このことに伴い、様式の名称を変更するとともに、記載する内容を整理いたしました。

説明は以上です。

○小町教育長 説明ありがとうございます。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえご質疑をお願いいたします。

小林委員。

○小林委員 ご説明ありがとうございます。いろいろな書類のところでは変更があったりとかしていますけれども、特別支援教室入室所見のところでは、大体最近では性別とか印鑑とかを廃止となっていますけれども、この書類はやはり性別は必要なのですね。世の中の流れとしてはそうなのですから、やはりこれはあったほうが良いということなのでしょうか。

○小町教育長 秋武教育支援課長。

○秋武教育支援課長 保護者の方からお出しいただく書類につきましては性別欄を削除しております。ただ、学校のほうから出していただく書類につきましては、やはりそのお子さんの背景等も全て審査のときに把握させていただきたいという願いから属性は全てお書きいただくように考えております。

以上です。

○小町教育長 小林委員。

○小林委員 分かりました。ただ、男、女だけではなく、いろいろなタイプがありますので、その辺の記入の仕方も配慮していただければいいかなと思います。

あと、学校長の印は要りますか。

○小町教育長 秋武教育支援課長。

○秋武教育支援課長 こちらにつきましては、学校長の責任をもってしっかりお出しいただきたいというところがございますので、省略せずに公印をつけてお出しいただきたいということで残したままにしております。

○小町教育長 よろしいですか。ほか、ございますか。

嶋田委員。

○嶋田委員 ご説明ありがとうございます。入退室ということはいいのですが、書類のところ入室申込書はいいと思うのですが、退室申込書のところで、退室を申し込むという言い方をするのかというの、退室を積極的に望んでいけば退室申込書でいいのかなと思うのですが、もしかして、退室を望まないけれども退室をしなければいけないというような場合もあるのかなと思って、退室申込書というよりは「退室届」とか「退室申請書」のほうが、もしかしていいのではないかと、ちょっと思いました。この退出申込書というのは一般的な言い方であるのでしょうか。

○小町教育長 秋武教育支援課長。

○秋武教育支援課長 これまで、特別支援教室に関しましては申請という言葉を使っておりましたので、入室も退室も申請という言葉で整理をしておりました。保護者の方が受け止める書類の名前の印象というところで、少し柔らかくしようということで「申込」という形で、入室も退室もそろえたというところです。

ただ、今、「届」というご意見もいただきましたので、今後、こちらのほうで、ちょっと時間をかける形にはなりますけれども、こういった表現が望ましいのかというのは協議させていただきたいと思います。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 それではお諮りいたします。1議案(4)議案第13号、立川市特別支援教室利用判定審査会規則の一部を改正する規則について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、1議案(4)議案第13号、立川市特別支援教室利用判定審査会規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎議 案

(5) 議案第14号 立川市学校給食における食物アレルギー対応方針について(諮問)

○小町教育長 続きまして、1議案(5)議案第14号、立川市学校給食における食物アレルギー対応方針について、を議題といたします。

南学校給食課長、説明をお願いいたします。

○南学校給食課長 まず、説明前に資料の訂正を2カ所お願いしたいと思います。1ページめくっていただきまして、諮問の文案、趣旨の4行目になります。左側なのですが、「食物アレルギー対応方針」と書いてあるのですが、文科省が出したものにつきましては「対応指針」となりす。「指」という字になります。

同じく、3ページ目も意見書のほうで同じ表記をしまして、下から4行目、「文部科学省の」とあるのですが、ここも「アレルギー対応方針」になっていますので、「対応指針」という形で訂正を申し訳ありませんがよろしくをお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

それでは、議案第14号、立川市学校給食における食物アレルギー対応方針について(諮問)をご説明いたします。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第11項及び立川市学校給食運営審議会条例施行規則第2条第6号の規定により、諮問するものです。

鑑を1枚おめくりください。

本市の学校給食の食物アレルギー対応につきましては、平成25年に策定し、その後、文部科学省の「学校給食における食物アレルギー対応指針」を踏まえ、平成30年度に改正した「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」に基づき実施しております。

一方、現在、学校給食の食物アレルギー対策の充実、中学校給食の完全実施のための新学校給食共同調理場の整備を進めており、令和5年2学期から、単独調理方式の小学校8校と弁当併用外注給食方式の中学校全9校が共同調理場方式へ移行することとなります。

これにより、全小・中学校の給食が共同調理場から配送されることとなります。中学校につきましては、食物アレルギー対応が開始されるとともに、小学校単独調理校につきましては配置されている市の栄養士が共同調理場に配置されることになるなど、給食提供の環境等が大きく変わります。

資料を1枚おめくりください。

このような中、食物アレルギー対応の在り方について、庁内で検討を進める過程で学識経験者を含む立川市学校給食食物アレルギー対応検討会議から意見書を頂きました。意見書では、本市の食物アレルギー対応の現状、対応方針の改正について述べられております。次の

資料と、本日、机上配布させていただいた資料にアレルギー対応の状況について述べられております。

つきましては、この意見書を踏まえまして、新学校給食共同調理場の供用開始以降も安全・安心な給食を提供し続けるため、立川市学校給食における食物アレルギー対応方針の内容の見直し等について当審議会で諮問してまいりたいと考えております。

よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

説明は以上です。

○小町教育長 説明ありがとうございます。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえご質疑をお願いいたします。

嶋田委員。

○嶋田委員 ご説明ありがとうございます。今の食物アレルギー対応方針、ホームページも見させていただきましたけれども、児童への指導ですとか保護者との連携、教職員の研修、緊急時の対応など、とてもきめ細かく考えてくださっているなと思いました。

新たに中学校でもというところで、やはり中学校の先生方にもアレルギー対応をしっかりとやっていたかなければいけないので、早急に研修などができるように準備を進めていただきたいなと思いました。

中学校ではアレルギーのために給食を頼めなかった生徒や保護者にとっては本当に悲願のアレルギー対応給食だと思うのですが、単独の調理校で対応してもらっていた児童や保護者にとっては、やはり共同調理場に移るということでご不安もおありだと思いますので、しっかりとした説明と、それから絶対に事故が起こらないようにというところは徹底して、安全を最優先にして対応方針を考えていただければなと思います。

今日配布されたものを見て、立川市は小麦は対応していないのですが、他市では対応しているところもあるのですが、今後も小麦は対応しないということでしょうか。

○小町教育長 南学校給食課長。

○南学校給食課長 別紙1の資料のほうにつきましては、そちらのほうに対応品目等を書いております。その中でも立川市は対応という品目がかなり多いということが分かると思います。

また、小麦粉は福生市では対応をしているという形にはなるのですが、立川市では、意見書のほうでも書かれているのですが、やはり中学校が初めてやるということもございます。そういったところでアレルギー対応が煩雑になるということが予想されますので、真に対応すべき品目を定める必要がありますということの意見書を頂いているところになりますので、品目数を、今は11となっているのですが、少し絞っていく必要があるかなと考えております。

その中で小麦粉を入れるかどうかという議論にはちょっとならないかなと思う部分がありますので、今、対応している食品についてある程度絞っていく必要があるかなとは思っているところでもありますので、小麦粉のほうは対応する予定はございません。

以上になります。

○小町教育長 嶋田委員。

○**嶋田委員** 小麦のアレルギーの子どもが大変多いように思いますが、一人でも多くの子どもたちがおいしい給食を食べられるように将来的になっていくといいなと思いますので、また機会があるごとに検討していただければと思います。よろしくお願いします。

○**小町教育長** ほか、ございますか。

石本委員。

○**石本委員** 表記上のことで申し訳ないのですが、アレルギー対応方針というのとアレルギー対応指針という言葉が混在しているので、分かりやすく、例えば分けるために方針を使うときには「アレルギー対応の方針」というふうにしていただくと、方針と指針が混在しても混乱しないかなと思います。例えば、鑑文の場合にはどちらなのですかと。私はそんなことが気になってしまったので、残るものなので、何かそういう統一した見解で整理されたほうがいいのかとちょっと思いました。

以上です。

○**小町教育長** 南学校給食課長。

○**南学校給食課長** ご指摘ありがとうございます。対応方針と対応指針というところの表記なのですが、文科省から出ているものについてだけ対応指針という形で示されていることになっています。それ以外につきましては対応の方針という形で整理をしているところになりますので、そのところをまた「の」とかそういったところについてもきっちり整理させていただきたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

○**小町教育長** よろしいですか。ほか、ございますか。

小林委員。

○**小林委員** 今日配布していただきました表2枚の最初のほうのところに各学校の調理場のアレルギー対応状況が示されています。詳しいことは分からないのでお聞きしたいのですが、アレルギー室というのがありますね。東大和と立川以外は、下処理室がアレルギー室となっているのですが、立川はその辺はどういうふうになっているのでしょうか。

○**小町教育長** 南学校給食課長。

○**南学校給食課長** アレルギーの専用室ということなのですが、立川市のルールとしてはそちらのほうにアレルギー食材を絶対に持ち込まないルールという形でやらせていただいております。また、そちらのほうには専任の調理員、栄養士が入るという形で対応をしているところになります。

他市につきましては、場所等について詳しくオペレーションまでは聞いていないところにはなるのですが、荷受け下処理室という形でどこの部屋に置いてあるのかということで、例えば府中市になりますと4部屋と書いてありますし、立川市は1部屋の中で完結するという形でやらせていただいております。

そのような区分けという形で、立川市は1つの中で完結する分け方をしているということになります。

以上です。

○小町教育長 小林委員。

○小林委員 では、下処理する所もアレルギー室になっているということですか。これを見ますとそれが書いていないので、どうなのかなと思ったのですけれども。

○小町教育長 南学校給食課長。

○南学校給食課長 立川市のアレルギー専用室になりますと、そこで下処理、調理、検収、全てそこで完結するという形になっておりますので、そちらでは絶対にアレルギー事故は起こらないと認識しているところです。

以上です。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 それではお諮りいたします。1議案(5)議案第14号、立川市学校給食における食物アレルギー対応方針について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第14号、立川市学校給食における食物アレルギー対応方針について、は承認されました。

◎議 案

(6) 議案第15号 立川市生涯学習推進審議会委員及び立川市社会教育委員の任命について

○小町教育長 続きまして、1議案(6)議案第15号、立川市生涯学習推進審議会委員及び立川市社会教育委員の任命について、を議題といたします。

岡部生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○岡部生涯学習推進センター長 それでは議案第15号、立川市生涯学習推進審議会委員及び立川市社会教育委員の任命について説明させていただきます。

社会教育法第15条第2項、立川市生涯学習推進審議会条例第4条第1項及び同2項の規定により、添付してございます資料のとおり、生涯学習推進審議会委員及び社会教育委員の任命をするものというものでございます。

内容につきましては、学識経験を有する者4名、関係市民団体の代表者5名、関係行政機関の職員1名、公募市民2名ということで、こちらの12名を今期委員の任期の満了となりますことから新規ということでご任命をしたいとしますものでございます。ご承認のほど、よろしくをお願いいたします。

説明は以上です。

○小町教育長 説明ありがとうございます。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえご質疑をお願いいたします。

小林委員。

○小林委員 委員の皆さまのお名前が表記されていますけれども、こういう審議会というのは

経験豊富な方も必要ですし、また新しい感覚の方も必要ですし、それぞれ交ざり合っていく
といいなと思うのですけれども、ここだけ見ていると何期やっていたらしゃるかというのが
分からないのですが、それは分かりますでしょうか。

○小町教育長 岡部生涯学習推進センター長、お願いします。

○岡部生涯学習推進センター長 何期というのは、ちょっと今ここでは確認はできませんが、
この中で、資料の上から3番目の菅山先生が今回、新規でございます。そして、公募市民の
杉浦さんがご新規。そして、岩元さんも公募市民ですが今期2期目ということになります。
それ以外の方はもう少し長い間、期を務めているところでございます。

以上です。

○小町教育長 よろしいですか。ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 それではお諮りいたします。1議案(6)議案第15号、立川市生涯学習推進審議
会委員及び立川市社会教育委員の任命について、は提案のとおり承認することにご異議ござ
いせんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第15号、立川市生涯学習推進審議会委員及
び立川市社会教育委員の任命について、は承認されました。

◎報 告

(1) 立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則の様式の変更について

○小町教育長 続きまして、2報告(1)、立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則
の様式の変更について、を議題といたします。

秋武教育支援課長、説明をお願いいたします。

○秋武教育支援課長 立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則の様式変更につい
てご説明いたします。

今回の様式変更では、第1号様式、通級申込書、第2号様式、退級申込書において、児童
の性別欄を削除するとともに、在籍学校長の確認欄、こちらがこの様式の一番下に設置され
ておりましたが、こちらを削除しております。

現在は、保護者からの申し込みを通級指導学級で受け付け、申込書を在籍校に送付、在籍
校で学校長の確認を受け、それを通級指導学級に返送し、通級指導学級が審査書類として調
えて教育支援課に提出をしておりますが、この事務の煩雑さを避けるためや、個人情報の物
理的な移動をできる限り少なくするために、在籍校での確認は、申込書の写しを通級指導学
級から在籍校に送付することで代えることとし、このように変更するものです。

補足説明は以上です。

○小町教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえご
質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

- 小町教育長 それでは、2 報告(1) 立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則の様式の変更について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(2) 立川市文化財保護条例施行規則の様式の変更について

- 小町教育長 続きまして、2 報告(2)、立川市文化財保護条例施行規則の様式の変更について、を議題といたします。

岡部生涯学習推進センター長、お願いいたします。

- 岡部生涯学習推進センター長 立川市文化財保護条例施行規則の様式の変更について報告をいたします。

こちらは押印の見直しと文言の整理をしたものでございます。

1 ページ、2 ページ、8 ページにおきましては下線部分を追記してございます。また、3 ページ、4 ページの下線部分は漢字をひらがなにしてございます。また、5 ページ、6 ページ、7 ページは「印」という文字がございましたが、その文字を削除しているところでございます。こちらは文書法政課のほうと調整をさせていただいているものでございます。

説明は以上です。

- 小町教育長 説明ありがとうございます。説明内容を踏まえご質疑をお願いいたします。よろしいですか。

〔「ありません」との声あり〕

- 小町教育長 それでは、2 報告(2) 立川市文化財保護条例施行規則の様式の変更についての報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(3) 立川市地域学習館条例施行規則の様式の変更について

- 小町教育長 続きまして、2 報告(3)、立川市地域学習館条例施行規則の様式の変更についてを議題といたします。

岡部生涯学習推進センター長、説明をお願いします。

- 岡部生涯学習推進センター長 立川市地域学習館条例施行規則の様式変更について報告いたします。こちらも押印の見直しと文言の整理をしたものでございます。

内容としましては、下線部分を追記、様式の下に注意事項がございます。こちらは「捺印」というものを「押印」に変更してございます。

説明は以上です。

- 小町教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえご質疑をお願いいたします。

石本委員。

○石本委員 さまつなことで申し訳ないのですけれども、この右肩の、申し込みをする人が書くところなのですけれども、縦の余裕がちょっときついかと思います。字が大きめの人とかお年を召した方は小さい字が苦手なものですから、ちょっときついかないという印象も受けるので、余裕がもし取れるようでしたら、少しでも広げていただくと書き込みやすいかなという印象を持ちました。

以上です。

○小町教育長 岡部生涯学習推進センター長、お願いします。

○岡部生涯学習推進センター長 委員のご指摘のとおり、ちょっと狭く感じますので、こちらのほうは調整をしたいと考えます。

以上です。

○小町教育長 ほかにないですか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。これで、2報告(3)立川市地域学習館条例施行規則の様式の変更について報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(4) 立川市学習等供用施設条例施行規則の様式の変更について

○小町教育長 続きまして、2報告(4)、立川市学習等供用施設条例施行規則の様式の変更についてを議題といたします。

岡部生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○岡部生涯学習推進センター長 立川市学習等供用施設条例施行規則の様式の変更について報告をいたします。こちらにも押印の見直しと文言の整理をしたものでございます。

内容としましては、下線部分を追記してございます。

説明は以上です。

○小町教育長 説明ありがとうございます。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえご質疑をお願いします。よろしいですか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。これで、2報告(4)立川市学習等供用施設条例施行規則の様式の変更について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(5) 新型コロナウイルス感染症の対応について

○小町教育長 続きまして、2報告(5)、新型コロナウイルス感染症の対応について、を議題といたします。

小林教育総務課長、説明をお願いいたします。

○小林教育総務課長 それでは新型コロナウイルス感染症の対応についてご報告いたします。

まず、1 番の立川市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催状況でございます。令和 4 年 3 月 18 日以降では第 81 回を開催しております。第 81 回、3 月 18 日金曜日に開催しまして、こちら 1 ページでございます 4 つの事項について対応等を検討、決定したところでございます。

まず、市内の感染状況等について 4 ページをご覧ください。横使いの表になってございます。3 月 17 日までの新型コロナウイルス感染症患者の市内の発生状況です。こちらの表のとおり、やはり 3 月に入ってから 100 人台で推移しているような状況でございます。直近では 19 日土曜日から 22 日火曜日までは 63 人、86 人、68 人、54 人ということで、2 桁台となっているようなところでございます。

続きまして、6 ページをご覧ください。まん延防止等重点措置の解除後の対応についてです。まん延防止等重点措置が 3 月 21 日に解除されることに伴い、3 月 22 日以降の対応について決定をしました。

まず、公共施設等の利用制限及びイベント等の取り扱いについては、こちらに東京都が発表した「リバウンド警戒期間における取組」、この取組に準じまして対応することとしてございます。なお、公共施設等の利用制限、開館時間の短縮等は原則としてありません。

続きまして、14 ページをご覧ください。こちら、リバウンド警戒期間における教育委員会の対応についてでございます。(1)の基本的方針についてはこれまでと変更はございませんが、(2)の具体的な対応については、まん延防止等重点措置の期間においては、それぞれの宿泊行事、校外学習等は「実施を検討する」としていたのですが、ここを修正しまして、「学校の状況に応じて実施する」というような対応方針に変えてございます。

続きまして、15 ページをご覧ください。こちらは新型コロナウイルスワクチンの接種についてです。ワクチン接種事業につきましては追加接種を含めたワクチン接種の実績や状況、また 17 ページにございますが、5 歳から 11 歳までの接種等の今後の対応等に関してこちらの資料のとおり報告があったところがございます。集団接種ということで一番上に表がございまして、5 歳から 11 歳の接種については、3 月 13 日日曜日からは集団接種というものが開始されているようなところでございます。

続きまして、18 ページをご覧ください。自宅療養者への医療支援事業等についてです。まん延防止等重点措置の解除を受けまして、医師会と保健所との協議に基づき、医師会等が実施してきた自宅療養者への医療支援事業については、保健所での対応が可能となったことから終了することとしております。また、受付型の食糧支援やパルスオキシメーターの貸与については継続していくことを確認したところでございます。

最後になります。別の資料の A4 の 1 枚の資料、小・中学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生についてです。3 月 8 日から 3 月 22 日、昨日までの公表分の一覧になります。合計の人数になります。小学校児童が 208 人、小学校教職員 4 人、中学校生徒 49 人、中学校教職員 0 人、総合計で 261 人となっております。

報告は以上でございます。

○小町教育長 報告ありがとうございました。これより質疑に移ります。報告内容を踏まえご質疑をお願いいたします。

嶋田委員。

○嶋田委員 ご説明ありがとうございます。これだけ感染者が増えてくると、私の周りにも感染したという子ども、保護者、家族で感染したというご家庭も増えてきて、家族の感染から始まって、濃厚接触でお休みしている間に自分も感染してという、本当に2週間、3週間のお休みになってしまったということをよく聞いています。

授業を配信してくれたけれども集中して見るのはなかなか難しかったとか、中学生ですと教科によって配信してくれる授業とくれない授業があったとか、元気だったけれど外に行けないからゲームばかりになってしまったという話を聞きます。

あと、知り合いの先生からも、配信するのにChromebookを抱えて配信するのが大変だからビデオカメラがあるといいなということも聞きました。あと、画面の中の子どもと教室にいる子ども両方に気を遣うのが本当に大変だったという声も伺っていますので、まだまだ改善の余地があるのかなと思いますので、引き続き対応のほう、よろしくをお願いいたします。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 オンライン授業等々につきましては、どうしてもその学習の特性によって配信することに意味がなかなか見いだせない、配信することでお子さんの理解が進むような授業となかなかそれがすぐわかないような授業とございまして、その部分の区別というのがなかなか難しいところなのかなと考えてございます。

もちろん、視聴することによって理解が深まるものはどんどん視聴していただいて、友達と一緒に授業を受けていただいて、それに対して教員が今までと違う状況下での子どもたちへの見取りになりますので、今の時期は、端末の中で反応している子どもたちがいるというのがこれまでにない子どもたちの反応の拾い方になりますので、それは難しいのは当然なのですけれども、今後はそれを踏まえた授業づくりというのを当然意識していかなければいけないので、そこは継続する中で解決していけるのかなと思ってございます。

一方で、オンラインがなかなかすぐわかないような学習については、これまでどおり紙ベースでの課題提出であるとか、「ここまでできていればいいんだよ」という連絡をすることで、お子さんもご家庭で過ごしながら安心して学校復帰できるようになるかと思っておりますので、一層丁寧な対応というのも各学校に求めていければなと思っているところです。

以上です。

○小町教育長 ほかがございますか。

小林委員。

○小林委員 学校教育についてなのですけれども、具体的な対応、宿泊行事とか校外学習、授業公開、部活動など、学校の状況に応じて実施するというふうになっています。ということは、今までよりは実施の可能性は高いと思うのですけれども、その学校の状況というのはよくつかめないのですが、何か基準のようなものはあるのでしょうか。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 この表現につきましては、各学校ごとに、例えば宿泊行事であれば行く学年というのが当然あるわけですし、その学年の状況下で罹患(りかん)されたお子さん、あるいは濃厚接触者のお子さん、接触を疑われるお子さん方が実施直前に不特定で出た場合等は当然、実施したいけれども見合わせなくてはいけないというような状況は起こり得るかと考えてございます。そういった学校ごとの状況に則した中で対応していきたいというところがございます。

ただし、前提としてはまん延防止等重点措置期間が終了いたしましたので、実施できるように準備を進めながら、何が何でもせねばならないというものでもないですし、何が何でも中止というわけでもないですし、その時々々の感染状況に応じて、学校の実態に合わせてできるだけ実施できるような対応を相談しながら進めていきたいというところでこのような書き方をさせていただいております。

以上です。

○小町教育長 小林委員。

○小林委員 1人でも感染者または感染が疑われる人がいたら実施不可能とは思いますが、ただ、学校によって基準が違っていると不公平感がとても出てしまうと思うんですね。校長先生が判断されるのかもしれませんが、その校長先生の感覚というのもやはり差があったりするかもしれませんので、何か数字として基準のようなものがはっきりしていればすっきりするなと思います。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 そうですね、明確な数値の基準が出れば一番いいのですが、今私どものほうで学校の相談に応じておりますのは、お子さんが周りのお子さんに感染可能な状態でいつまで登校していらしたかというところまで、各学校が聞き取りながら対応してくれているところがございます。そういった情報も私どもと共に相談を受けまして、その上で各学校も校長一人の判断で決めているわけではございませんで、学校医とも綿密に相談して、さらに学校運営協議会とも連携を図って、学校によってはPTAの会長さんとも相談しながら、最終的にどういうふうな判断をしたらいいかというところで、校長たちが判断しておりますので、2なのか3なのか4なのかというところよりも、感染可能期間のときに何名のお子さんが登校していらして、それに対して学校医のご意見がどのようなものがあるというようなところで、総合的に判断させていただいているというようなところでございます。

そういった意味において、この場で数値としてこうですと申し上げられるような基準はないといえないのですが、各学校がそれぞれ独自で判断してやっているというわけでもないのです。そういった意味で私どもはしっかり関わりながら、各学校の判断が大きくぶれないように、共に検討していくというところはこれまでどおり関わってきたいというところがございます。

以上です。

○小町教育長 小林委員。

○小林委員 分かりました。指導課のほうで十分各校把握していらっしゃる様子なので、差が出ないようにお願いいたします。

○小町教育長 ほかございますか。

嶋田委員。

○嶋田委員 この2年間は本当にやらざるを得ない状況からのタブレットPCの活用が一気に進んだなと思っているのですけれども、もう年度末なので、最高学年の小学校6年生、中学校3年生が使っていたタブレットPCについて、新たに更新をたぶんしなければいけないと思うのですけれども、その作業が、きっとご苦労されているのだなとは思っているのですけれども、どのようにしているのかということをちょっとお伺いしたいと思います。

○小町教育長 杉浦学務課長。

○杉浦学務課長 児童・生徒に貸与したタブレットPCですけれども、卒業する小学校6年生、中学校3年生については、卒業前に学校で回収する準備を進めております。回収したものについても、回収する前に一応、傷等がないか確認し、返却するとき本人がアカウントが残らないようにその場で消して返却をするという手続きを学校を通じてお願いしているところ です。

新しい端末については、また新たに1年生になる児童にアカウントを全て用意しまして、それを新年度に配布できるような、そんな手だてで学校に周知しているところです。

以上です。

○小町教育長 よろしいですか。では私からもお話をさせていただければと思います。

前段の小林委員のご指摘もそうなのですが、本当に学校とのやりとりは綿密にしながら決めております。本当に学校によって全然状況が違います。「何人出た」といっても、その何人は一斉に出たのか、どのぐらいがずれているのか、学年は一緒なのか一緒じゃないのか、何か交流の場面はあったのかなかったのか、ということを取りながら総合的に、今までの経験知も含めまして、なおかつ、先ほど前田指導課長から説明しましたとおり、学校医さんとかコミュニティ・スクールの協議会の委員さんとかPTAを含めまして、皆さんで共有しながら、うちの学校はこういう取組でいこうということで、もちろん根拠はそういう根拠で、それも教育委員会として関わって総合的にジャッジするという仕組みにしています。ですから、本当に学級閉鎖とか、今はちょっと落ち着いてきたのですけれども、何クラスも出たときは、教育委員会の担当職員はてんでこ舞いでした。

そういった状況でございますので、学校任せにしているわけではなくて、学校の状況に寄り添いながら教育委員会と連絡を取り合いながら、最終的には医学的なチェックをしていただいて、保護者に周知しているという状況でございますので、そういったところをご勘案いただければと思っております。それが、新たな状況に応じてという中の話でございます。

あと、文部科学省が委託して調査していて、オンラインの授業を含めまして、課題出しも含めてどうだったのだろうという検証をしております。なかなか、ご家庭によって差が出て

しまうというのが東大の先生方の判断でございました。やはり、常に寄り添って子どもたちの ICT による学習をサポートするというのは、本当に多大なご協力が必要で、それができる家庭とできない家庭が出てきてしまうというのが、今回の ICT で新たに教訓になったということです。逆に、今までやっていたアナログの紙の課題出しのほうが、かえってこういう緊急時の場合は徹底するという意味では有効であろうという、そういう分析を東大の中村先生はしておりました。

いろいろなフェーズ、フェーズで違うのでしょうかけれども、今後もさまざまなフェーズの展開が考えられますので、そのときはまた違う方式も併せて考えなければいけないと思います。オンラインの授業は、子どもの集中力が続かないという親御さんの声が大きいです。やはり大人でもずっと見続けるというのはかなりの集中力が必要ですし、それを何時間分もというのは、たぶん私は難しいのではないかと考えております。

ですから組み合わせが必要です。オンラインで中継するのも入れてもいいですし、もちろん生活指導上の話だけでもつないでおけば、そこから先は例えば紙の課題出しであったりとか、自由研究のような形での課題を調べる学習のほうを指示するとか、あとは自主的な学習を誘導していくとかというやり方もあるのではないかと考えています。そんな各学校の取組を、せんだつても ICT の事例集を出しましたが、あれはバージョン 1 でするので、今後そういう緊急時の課題出しの方法なども含めて、もう少し情報共有できるといいかなと考えています。

とにかく、手探りでやっているところは正直あります。特に公教育の場合はさまざまなご家庭がございますので、そういったところをしっかりと把握しながら、全体的な総合的な視野をもって取り組まなければいけないというふうに私は考えているところでございます。

ちょっとそんな資料がございましたので、ご紹介させていただきながら、私の意見とさせていただきます。

ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。これで、2 報告(5)新型コロナウイルス感染症の対応について報告及び質疑を終了いたします。

続きまして、その他に入ります。その他はないようでございます。

それでは、最初に決定したとおり、1 議案(7)議案第 16 号、教育委員会職員の人事異動についてを議案といたしますので、傍聴及び関係者以外は退席を願います。

暫時休憩をいたします。

午後 2 時 3 分休憩

午後 2 時 3 分再開

◎閉会の辞

○小町教育長 それでは、次回の日程を確認いたします。次回は4月14日木曜日、10時から第7回教育委員会定例会を、208、209会議室で開催いたします。午前10時でございます。よろしく願いいたします。

これもちまして、令和4年第6回立川市教育委員会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後2時40分

署名委員

.....

教育長